

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：県政一般

令和7年7月3日

参院選

参議院議員通常選挙における期日前投票について

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、期日前投票が7月4日（金）から始まりますので、お知らせします。

期日前投票は、仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票所に行くことができないと見込まれる方のために、投票日前にあらかじめ投票することができる制度です。投票日当日、投票所に行けない方は、期日前投票を御利用ください。

1 投票できる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の予定があるなど、投票日当日投票所へ行くことができないと見込まれる方

※ 今回の選挙で投票のできる方は、満18歳以上の日本国民（平成19年7月21日までに生まれた方）で、かつ「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」です。

「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」とは、原則として令和7年4月2日以前から引き続き県内の市町村の住民基本台帳に登録されている方となります。

2 投票期間

7月4日（金）（公示日の翌日）から7月19日（土）（投票日の前日）まで

3 投票時間

原則として午前8時30分から午後8時まで

ただし、期日前投票所によって設置期間や投票時間が異なる場合があります。

4 県内各市区町村の期日前投票所

期日前投票所の設置場所及び設置期間等は、別添のとおりです。

（県内期日前投票所数 205箇所）

5 その他

投票の際には、郵送された投票所入場券をお持ちください。

ただし、入場券がなくても本人であることが確認できる場合は投票できます。